

お取引先様 各位

2021年1月7日
株式会社ティービーエス

総務部



緊急事態宣言 再発令に伴う弊社の取り組みについて

本日、日本政府より1都3県に対して緊急事態宣言が再発令されました。

弊社では昨年来、幸いにも従業員および家族に新型コロナウイルス感染者を出すことなく、業務を継続して行っております。

ここで改めて弊社での取組みをご連絡するとともにお取引先様との業務を継続するよう努めてまいります。

万が一、弊社内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、管轄の保健所の指導に基づき、対処してまいります。

今後も引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

【弊社の具体的な取組み内容】

① 出社時、体温測定の実施

弊社従業員は全員、出社時に体温測定を実施しております。

発熱時、または体調が優れない従業員については勤務させず、医療機関の診断を受診させております。

※従業員自身または同居家族が濃厚接触者となった場合、管轄の保健所や医療機関の指示に従って対応いたします。

② 手指のアルコール消毒の実施

弊社全拠点に自動アルコール噴霧器を設置し、全従業員は出勤時・昼食時・午後休憩時の計3回、手指のアルコール消毒を実施しております。

③ 通勤時および業務時間中のマスク着用

弊社の従業員は全員、マスクを着用して業務を行っております。

④ 事務所・作業場の換気の実施

勤務開始時・昼食時・午後休憩時の計3回、事務所・作業場の窓を開けて換気作業を実施しております。

⑤ 共有スペースのアルコール消毒の実施

勤務開始時・昼食時・午後休憩時の計3回、通路やトイレ床面などの消毒作業を実施しております。